

(あて先) 門真市長

住民票の写し等・戸籍謄本等・印鑑登録証明書交付請求書

合計 円

年 月 日

窓口に来られた方 (請求・申出の任に当たっている者)	
住所 (address) □	☐ 門真市 ☐ 市外 電話番号 (tel) - -
氏名 (name) □	フリガナ □ 生年月日 (date of birth) □ 西暦・大正・昭和・平成 年 月 日
提出先 又は 使用目的 (住民票 及び 戸籍) [☐ 戸籍届出 ☐ パスポート ☐ 入管 ☐ 領事館等 ☐ 年金 ☐ 相続 ☐ 弁護士等 ☐ 運転免許 ☐ 資格 ☐ 保健所 ☐ 会社 ☐ 扶養申請 ☐ 児童手当 ☐ 健康保険 ☐ 生命保険 ☐ 確定申告 ☐ 学校 ☐ 奨学金 ☐ 府営住宅 ☐ 市営住宅 ☐ 賃貸(不動産) ☐ 登記 ☐ 保証人 ☐ 金融機関 ☐ 車の登録・廃車・名義変更 ☐ 債権保全 ☐ 権利行使又は義務履行 ☐ その他 (第三者が請求をされる場合は、提出先や利用目的を具体的に書き)] ください。)	

●どなたの何の証明が必要ですか(別世帯の方の住民票の写し等、本人・配偶者・直系血族以外の方の戸籍謄本等を請求される場合は委任状が必要です)

住民票の写し等		戸籍証明書(戸籍謄抄本)、戸籍の附票等		印鑑登録証明書 * 印鑑登録証(カード)を添えてご請求ください	
必要な人の氏名 (請求対象者)	☐ 窓口に来られた方と同じ 大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	必要な人の氏名	☐ 窓口に来られた方と同じ 大・昭・平・令 年 月 日生	登録番号	通
住所	☐ 窓口に来られた方と同じ 門真市	本籍	門真市 番 番地	住所	☐ 窓口に来られた方と同じ 門真市
特に記載が必要なもの (基礎的証明事項以外)	以下の項目については記載を省略しています。 必要場合はチェックしてください。 ※第三者請求は利用の目的を明らかにする必要があります。 ☐ 1 世帯主・続柄 ☐ 2 本籍・筆頭者 ☐ 3 国籍・在留資格等 ☐ 4 個人番号(マイナンバー) ※マイナンバーは法令により提出先に制限があります。 ※公用・第三者請求の場合はマイナンバーの記載不可。	筆頭者	☐ 窓口に来られた方と同じ 大・昭・平・令 年 月 日生	氏名	☐ 窓口に来られた方と同じ
必要な証明	住民票(世帯全員)	全部事項(謄本) 個人事項(抄本)		登録番号	通
	住民票(世帯一部)	戸籍 通 通		住所	☐ 窓口に来られた方と同じ 門真市
	除票(消除 死亡者・転出者等)	除籍・原戸籍 通 通		氏名	☐ 窓口に来られた方と同じ
	除票(改製前)	附票・除・原 通 通		小計 通 円	
	記載事項証明(全員・一部)	戸籍の附票は、以下の項目について記載を省略しています。 必要場合はチェックしてください。 ☐ 本籍・筆頭者 ※公用・第三者請求の場合は利用目的を明らかにする必要があります。 ☐ 在外選挙人登録			
市役所使用欄	☐ () 来庁確認 (持参戸籍・戸籍システム・電話) ☐ 履歴 ☐ 本人等 ☐ 公用 ☐ 第三者(権利行使・国・正当利用)	市役所使用欄 ※具体的な希望があれば記入してください ☐ () と () の続柄がわかるもの ☐ () の(出生・) ~ (死亡・) まで ☐ () の記載のあるもの ☐ () からつながりのつくもの ☐ () 来庁確認 (持参・システム・電話・副本) ☐ 本人等 ☐ 公用 ☐ 第三者(権利行使・国・正当利用)		本人確認 免 パ 住力 個力 在力 保 年 介 資格証 障手 運転経歴 学生 口頭 その他 () 確認資料 ☐ 委任状 ☐ 戸籍 ☐ 登記事項証明 ☐ 疎明資料 () 住民票 全 一 記 戸 謄 抄 原 原抄 一部 附 印 公 別 諸 件 通 受付 作成 点検 交付	
小計 通 円		小計 通 円			

※偽り、その他不正な手段によって交付を受けた場合は罰せられます。※本人確認できない場合、委任状等のない場合、基本的な人権又はプライバシーの侵害につながるおそれのある場合は、交付できません。

各種証明書の請求にあたっての注意事項

○戸籍証明書（戸籍謄抄本）等（土・日・祝日は発行できません）

請求資格がある方（請求できる方）は、本人（戸籍に記載されている方）・配偶者・直系の血族（尊属、卑属）の方（父母、祖父母、子、孫等）です。【戸籍法第10条】

第三者が請求する場合は右下の「★第三者請求について」をご確認ください。

請求資格のある方からの依頼により請求される場合は、請求資格がある方からの委任状を持参してください。

直系血族の方の場合も、続柄を確認した上での交付となります。

必要とされる書類をお渡しするために、使用目的や提出先、必要な記載項目等を確認させていただくことがあります。

○住民票の写し等

請求資格がある方（請求できる方）は、本人及び本人と同一の世帯の方です。

【住民基本台帳法第12条】

第三者が請求する場合は右下の「★第三者請求について」をご確認ください。

別世帯の方の住民票を請求される場合は、請求する住民票の世帯の方から委任状が必要です。

必要とされる書類をお渡しするために、使用目的や提出先、必要な記載項目等を確認させていただくことがあります。

○印鑑登録証明書

印鑑登録証（黄色のカード）がなければ、登録されている本人であっても交付することはできません。代理の方でも、カードをお持ちであれば委任されたものとみなしますので、委任状は必要ありません。請求書に、登録されている方の住所氏名を正しく記載してください。【門真市印鑑条例第10条】

★委任状について

委任者（頼む人）の住所・氏名・生年月日・電話番号及び代理人（窓口に来る人）の住所・氏名・生年月日並びに委任事項（「住民票の請求」、など何を委任するかという内容）を記載した委任状をご用意ください。委任状は委任者（頼む方）本人が必要事項を記載し、自署又は記名押印をしてください。

★本人確認資料について

窓口に来られた方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。官公署が発行した有効期間内のもので、氏名と住所又は氏名と生年月日の確認できるものをご用意ください。

（注：マイナンバーの通知カードは本人確認資料にはなりません）

〔戸籍謄本等の場合〕

下記の【本人確認資料の例】のAを1点、又はBを2点

〔住民票の写し等の場合〕

下記の【本人確認資料の例】のA又はBを1点

【本人確認資料の例】

A：・マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート

・写真付き住基カード・在留カード

・特別永住者証・身体障害者手帳・療育手帳 等

B：・健康保険証・介護保険証・年金手帳（証書）・医療受給者証 等

※門真市では、診察券やキャッシュカードは証明発行時の本人確認資料として取り扱いませんのでご了承ください。

★第三者請求について

ご自身の手続きのために、直系血族の方以外の戸籍等や別世帯の方の住民票等が必要な場合（以下1～3の場合）は、利用の目的や必要とする理由を明らかにするための資料の提示をお願いいたします。正当性の確認ができない場合は、発行できません。

【住民基本台帳法第12条の3、戸籍法第10条の2】

- 1 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために記載事項を確認する必要がある場合
- 2 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
- 3 正当な理由がある場合

門真市では、本人以外からの第三者からの請求の場合に請求の事実を本人に通知する「本人通知制度」を実施しています。

その他、詳しくは窓口職員におたずねください。